

# 【様式編】

## 【様式編 目次】

促進買入 1 号	農地中間管理機構特例事業譲渡申出書（農地所有者用）	1
促進買入 2 号	農用地利用集積等促進計画（案）一覧表（一括方式）【機構買入】	3
促進買入 3 号	所有権の移転の各筆明細	4
	農地中間管理機構特例事業の所有権移転に係る共通事項（機構買入）	5
促進買入 4 号	買入土地担保等設定明細	7
促進買入 5 号	請求書	8
促進売渡 1 号	農地中間管理機構特例事業譲受申出書（農地買受者用）	9
促進売渡 2 号	農用地利用集積等促進計画（案）一覧表（一括方式）【機構売渡】	11
促進売渡 3 号	所有権移転の各筆明細	12
	農地中間管理機構特例事業の所有権移転に係る共通事項（機構売渡）	13
	所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等（法人以外）	15
	所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人）	16
促進売渡 4 号	集積状況調書	18
売買様式 1 号	農地中間管理機構特例事業の申出について（送付）	19
売買様式 2 号	農地中間管理機構特例事業事業区分について（通知）	20
売買様式 3 号	買入価格確認様式	21
売買様式 4 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について（送付）	23
売買様式 5 号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について（依頼）	24
売買様式 6 号	農用地利用集積等促進計画（案）に係る関係書類について（送付）	25
売買様式 7 号	利害関係人の意見聴取	26
売買様式 8 号	利害関係人からの意見概要	27
売買様式 9 号	農用地利用集積等促進計画に係る認可について（申請）	28
市町村意見参考様式 1 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について（照会）	29
市町村意見参考様式 2 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について（送付）	30
農委意見参考様式 1 号	農業委員会の意見について（照会）	31
農委意見参考様式 2 号	農業委員会の意見について（回答）	32



利 用 目 的

当社は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、あなたの個人情報について下記の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

また、この範囲を超えた取扱はいたしません。

記

1 当社の農地中間管理機構特例事業等の業務

- (1) 農用地等の売買の契約
- (2) 農用地等の売渡信託の引受け
- (3) 農地所有適格法人への農用地等の現物出資
- (4) その他当社が法令等により行うことができる業務及びこれらに付随する業務

2 当社における利用目的

- (1) 1の業務に係る土地の所在と権利関係を確認するため
- (2) 1の業務に係る審査と判断に利用するため
- (3) 1の業務に関する実績の管理、統計、分析など業務の参考となる資料の作成のため
- (4) 本人であることの確認のため
- (5) 登記手続きに必要な書類の収集、確認、作成のため
- (6) 主務省及び監督官庁への報告など適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供のため
- (7) 売買代金等の決裁、精算又は土地取得資金の融資のために必要な範囲での金融機関等への提供のため
- (8) 各種証明書、請求書、領収書、口座振替案内等のご案内や各種情報の提供のため
- (9) 契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (10) その他、取引を適切かつ円滑に履行するため

3 当社以外の利用目的

- (1) 1の業務に係る市町村等における農用地利用集積等促進計画の作成等のため
- (2) 1の業務に係る公社からの業務委託先による書類の作成、賃借料精算等の業務のため

(促進買入2号)  
令和 年度 月分 市町村 農用地利用集積等促進計画(案)一覽表(一括方式)【機構買入】

番号	地区計画 区域名	農地所有者氏名	郵便番号	農地所有者住所 (市町村)(大字～地番)	所有者生年月日 (法人設立年月日)	電話番号(電話番号)	大字	字	地番	校番	公簿 地目	現況 地目	公簿面積(m <sup>2</sup> )	買入単価 (100/円)	買入総額(円)	手続料 (円)	事業区分 (促進買入 力)	公営日	所有権の 移転時期	引渡の時期	買受希望者 (耕作者)氏名	買受希望者住所 (市町村)(大字～地番)	買受希望者の 氏名(1～)自営1	買受希望者の 氏名(2～)自営2	
		小計																							
		小計																							
		総計																							

※1 以下から選択してください。

- |   |   |           |
|---|---|-----------|
| 担 | 1 | 認定農業者     |
| い | 2 | 認定新規就農者   |
| 手 | 3 | 基本構想水準到達者 |
| 区 | 4 | 特定農業法人    |
| 分 | 5 | その他       |

手数料 = 買入総額 × 1.0% (100円未満切捨て)  
(最低5,000円、上限150,000円)

※2 以下から選択してください。

- |   |        |
|---|--------|
| 1 | 農用地区域内 |
| 2 | 農用地区域外 |



## 2 農地中間管理機構特例事業の所有権移転に係る共通事項（機構買入）

農地中間管理機構特例事業の所有権移転に係る共通事項（機構買入）は、当該土地に第三者のための担保物件等が設置されている場合、17条の2第1項又は福島復興再生特別措置法第17条の2第5項の定めるところによる。

(1) 所有権移転の細則は、当該土地に第三者のための担保物件等が設置されている場合、17条の2第1項又は福島復興再生特別措置法第17条の2第5項の定めるところによる。

(2) 当該土地の所有権移転の細則は、当該土地に第三者のための担保物件等が設置されている場合、17条の2第1項又は福島復興再生特別措置法第17条の2第5項の定めるところによる。

(3) ア イ ウ エ オ カ 農地中間管理機構特例事業の所有権移転に係る共通事項（機構買入）は、当該土地に第三者のための担保物件等が設置されている場合、17条の2第1項又は福島復興再生特別措置法第17条の2第5項の定めるところによる。

(4) 農地中間管理機構特例事業の所有権移転に係る共通事項（機構買入）は、当該土地に第三者のための担保物件等が設置されている場合、17条の2第1項又は福島復興再生特別措置法第17条の2第5項の定めるところによる。

(5) 農地中間管理機構特例事業の所有権移転に係る共通事項（機構買入）は、当該土地に第三者のための担保物件等が設置されている場合、17条の2第1項又は福島復興再生特別措置法第17条の2第5項の定めるところによる。

(6) 農地中間管理機構特例事業の所有権移転に係る共通事項（機構買入）は、当該土地に第三者のための担保物件等が設置されている場合、17条の2第1項又は福島復興再生特別措置法第17条の2第5項の定めるところによる。

(7) 農地中間管理機構特例事業の所有権移転に係る共通事項（機構買入）は、当該土地に第三者のための担保物件等が設置されている場合、17条の2第1項又は福島復興再生特別措置法第17条の2第5項の定めるところによる。

(8) 農地中間管理機構特例事業の所有権移転に係る共通事項（機構買入）は、当該土地に第三者のための担保物件等が設置されている場合、17条の2第1項又は福島復興再生特別措置法第17条の2第5項の定めるところによる。

(9) 農地中間管理機構特例事業の所有権移転に係る共通事項（機構買入）は、当該土地に第三者のための担保物件等が設置されている場合、17条の2第1項又は福島復興再生特別措置法第17条の2第5項の定めるところによる。

- (5) 譲渡人、土地の引渡し時期までに、次に掲げる行為をしてはならない。  
 アイウ 地上権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。  
 ウ 抵当権、質権、その他所有権以外の権利を設定すること。  
 (6) 譲渡人、土地の引渡し時期までに、次に掲げる行為をしてはならない。  
 アイウ 地上権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。  
 ウ 抵当権、質権、その他所有権以外の権利を設定すること。  
 (7) 譲渡人、土地の引渡し時期までに、次に掲げる行為をしてはならない。  
 アイウ 地上権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。  
 ウ 抵当権、質権、その他所有権以外の権利を設定すること。  
 (8) 譲渡人、土地の引渡し時期までに、次に掲げる行為をしてはならない。  
 アイウ 地上権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。  
 ウ 抵当権、質権、その他所有権以外の権利を設定すること。  
 (9) 譲渡人、土地の引渡し時期までに、次に掲げる行為をしてはならない。  
 アイウ 地上権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。  
 ウ 抵当権、質権、その他所有権以外の権利を設定すること。  
 (10) 譲渡人、土地の引渡し時期までに、次に掲げる行為をしてはならない。  
 アイウ 地上権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。  
 ウ 抵当権、質権、その他所有権以外の権利を設定すること。  
 (11) 譲渡人、土地の引渡し時期までに、次に掲げる行為をしてはならない。  
 アイウ 地上権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。  
 ウ 抵当権、質権、その他所有権以外の権利を設定すること。  
 (12) 譲渡人、土地の引渡し時期までに、次に掲げる行為をしてはならない。  
 アイウ 地上権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。  
 ウ 抵当権、質権、その他所有権以外の権利を設定すること。



(促進買入4号)

買入土地担保等設定明細書

字	地番	甲 区	乙 区	市町村農委会等 担当者印	機構担当者印
		競売申立・仮登記・差押 住所変更・その他( ) 無・要抹消	J A・銀行等( ) 地役権・その他( ) 無・要抹消	抹消チェック	抹消チェック
		競売申立・仮登記・差押 住所変更・その他( ) 無・要抹消	J A・銀行等( ) 地役権・その他( ) 無・要抹消		
		競売申立・仮登記・差押 住所変更・その他( ) 無・要抹消	J A・銀行等( ) 地役権・その他( ) 無・要抹消		
		競売申立・仮登記・差押 住所変更・その他( ) 無・要抹消	J A・銀行等( ) 地役権・その他( ) 無・要抹消		
		競売申立・仮登記・差押 住所変更・その他( ) 無・要抹消	J A・銀行等( ) 地役権・その他( ) 無・要抹消		
		競売申立・仮登記・差押 住所変更・その他( ) 無・要抹消	J A・銀行等( ) 地役権・その他( ) 無・要抹消		

(促進買入 5 号)

## 請 求 書

金 \_\_\_\_\_ 円也

令和 年 月 日付け公告の農用地利用集積等促進計画に基づき  
づく売渡代金として上記金額を請求します。

なお、公社手数料 ¥ \_\_\_\_\_ は上記金額より差し引き願います。

令和 年 月 日

公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

住 所

氏 名

印

振 込 先	金融機関名	農協 信用金庫 本店 銀行 信用組合 支店					
	預貯金種別	1. 普通	(右詰め記入)				
	口座番号	2. 当座					
	(フリガナ)						
	口座名義人						

(促進売渡1号)

受付番号 :  

農地中間管理機構特例事業譲受申出書(農地買受者用)

令和 年 月 日

(市町村農業委員会又は市町村経由)

(福島県農地中間管理機構)

公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

申込内容確認(押印)	
市町村	農業委員会

〒	
住所	
フリガナ	
氏名	(印)
生年月日	
電話番号	

認定農業者等の 状況	認定農業者	有・無
	認定新規就農者	有・無
	認定月日	年 月 日

下記の農用地等について譲受したいので、申し出ます。

別紙の個人情報の利用目的に同意する場合はレ点を付けてください。

譲受を希望する農用地等

番号	地域計画 区域名	所在地			地番	枝番	公簿 地目	現況 地目	公簿 面積 (㎡)	希望 単価 (円/10a)	農地 所有者 氏名	備考
		市町村	大字	字								
		合計							0			

利 用 目 的

当社は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、あなたの個人情報について下記の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

また、この範囲を超えた取扱はいたしません。

記

1 当社の農地中間管理機構特例事業等の業務

- (1) 農用地等の売買の契約
- (2) 農用地等の売渡信託の引受け
- (3) 農地所有適格法人への農用地等の現物出資
- (4) その他当社が法令等により行うことができる業務及びこれらに付随する業務

2 当社における利用目的

- (1) 1の業務に係る土地の所在と権利関係を確認するため
- (2) 1の業務に係る審査と判断に利用するため
- (3) 1の業務に関する実績の管理、統計、分析など業務の参考となる資料の作成のため
- (4) 本人であることの確認のため
- (5) 登記手続きに必要な書類の収集、確認、作成のため
- (6) 主務省及び監督官庁への報告など適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供のため
- (7) 売買代金等の決裁、精算又は土地取得資金の融資のために必要な範囲での金融機関等への提供のため
- (8) 各種証明書、請求書、領収書、口座振替案内等のご案内や各種情報の提供のため
- (9) 契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (10) その他、取引を適切かつ円滑に履行するため

3 当社以外での利用目的

- (1) 1の業務に係る市町村等における農用地利用集積等促進計画の作成等のため
- (2) 1の業務に係る公社からの業務委託先による書類の作成、賃借料精算等の業務のため

令和 年度 月分 市町村 農用地利用集積等促進計画(案)一覽表(一括方式)【機構売渡】

番号	地域計画 区域名	買受希望者 (耕作の氏名)	郵便番号	買受希望者住所 (市町村) (大字・地番) (※)	買受希望者 生年月日 (法人設立日)	連絡先(電話番号)	大字	字	地番	用途	公簿 項目	地目 地号	公簿面積 (㎡)	地積率(㎡) (円)※1(面積 入力)	売渡面積(㎡) ※1(面積入力)	買渡金(円) (※1(面積 入力)※2)	買渡金 支払期	引渡の時期	農地所有者名	(※)	農地所有権住所 (市町村) (大字・地番)	市町村確認		農業委員会案件確認		
																						買受区分	個人	農地所有 資格法人		
	小計																									
	小計																									
	総計																									

※1 売渡単価及び売渡価格について

売渡単価 = 買入単価 + 原価費(諸経費算定式二部二款)

買入単価(契約の合計)		諸経費算定式	
3,000千円以下	の場合	諸経費 = 買入単価 × 2.0%	+ 5,000円
3,000千円超 7,000千円以下	の場合	諸経費 = 買入単価 × 2.0%	+ 20,000円
7,000千円超	の場合	諸経費 = 買入単価 × 1.0%	+ 55,000円
但し、上限を200,000円とする。(100円未満は切捨て)			

※2 買受希望者について、以下の区分から該当するものを選択してください。(市町村確認)

買受先区分(事業渡地集積区別)

1	地域計画に位置付けられた者への売買である。
2	不測の事態による地域計画に位置付けられていない者への売買である。
3	不測の事態による地域計画で定められた代管者への売買である。
4	農業委員会要請又は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による売買である。

転売禁止する場合とは、次のア～エについて十分に確認してください。

- ア 農業経営の規模拡大は経営圏の分限範囲の枠内に算ずるものであること。
- イ 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること。
- ウ 新規参入した者が効率的かつ安定的な農業経営を目標としているものであること。
- エ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること。

※3 買受希望者について、各条件に付して以下の条件を全て満たす場合は○を選択してください。(農業委員会確認)

売渡先契約確認事項(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項)

個人	①権利設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用し耕作又は農業を行うと認められる。 ②権利設定等を受ける者が耕作又は農業に必要な農作業に常駐すると認められる。
農地所有資格法人	①権利設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用し耕作又は農業を行うと認められる。

(促進売渡3号)

# 所有権の移転

## 1. 各筆明細

整理番号	所有権の移転を受ける者の 氏名又は名称及び住所 (A)	(住所)	(氏名又は名称)
	所有権の移転をする者の 氏名又は名称及び住所 (B)	(住所)	(氏名又は名称)

対価の支払方法

一括払いで  
口座振込

所 大 字	所 在 字	地番		地目		面積 ㎡	所有権の 登記の有無	利 用 目 的	所有権の 移転時期	対 価 円	対価の 支払 方法	対 価 の 支 払 期 限	引渡の 時 期	住 所	氏名又は 名称	権原の 種類	備 考	
		登記簿	現況	登記簿	現況													
																		支払期日までに対価 を支払わなかったと きは、支払日の翌日 から支払日までの日 数に応じ支払わな かった額につき年 14.6%の割合で計算 した額の延滞利息を 支払うものとする。
計																		

この計画に同意する。

(住 所)

(氏名又は名称)

所有権の移転を受ける者

所有権を移転する者及び対価の支払いを受ける者

所有権を移転する者以外の者で所有権を移転する土地につ  
き所有権以外のその他の使用収益権を有する者

## 2 農地中間管理機構特例事業の所有権移転に係る共通事項（機構売渡）

農地中間管理機構特例事業の所有権移転に係る共通事項（機構売渡）は、当該土地に登記される権利の消滅（以下「本計画」という。）の定めるところにより行われる第1項権利の消滅（以下「本計画」という。）の定めるところによる。

- (1) 所有権の消滅（以下「本計画」という。）は、当該土地に登記される権利の消滅（以下「本計画」という。）の定めるところによる。
- (2) 所有権の消滅（以下「本計画」という。）は、当該土地に登記される権利の消滅（以下「本計画」という。）の定めるところによる。
- (3) 所有権の消滅（以下「本計画」という。）は、当該土地に登記される権利の消滅（以下「本計画」という。）の定めるところによる。
- (4) 所有権の消滅（以下「本計画」という。）は、当該土地に登記される権利の消滅（以下「本計画」という。）の定めるところによる。
- (5) 所有権の消滅（以下「本計画」という。）は、当該土地に登記される権利の消滅（以下「本計画」という。）の定めるところによる。
- (6) 所有権の消滅（以下「本計画」という。）は、当該土地に登記される権利の消滅（以下「本計画」という。）の定めるところによる。
- (7) 所有権の消滅（以下「本計画」という。）は、当該土地に登記される権利の消滅（以下「本計画」という。）の定めるところによる。

イ ウ ア イ

(8) ア イ

(9) 行

(10) 該

(11) が



3. 所有権の移転（以下「権利設定等」という。）を受ける者の農業経営の状況等  
（法人以外）

整理番号	氏名又は名称	権利設定等を受ける者の主たる経営目（C）	権利設定等を受ける者の世帯員の農業従事者及び雇用労働力の状況（D）		年齢	農作業従事日数		権利設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況（F）	
権利設定等を受ける土地の面積（A）	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の農業に供している農用地の面積（B）	世帯員	農業従事者（うち15歳以上65歳未満の者）		雇用労働力（年間延べ労働日数）	種類	数量	種類	数量
農地	農地	男	主たる従事者	（人）	人日				
採草放牧地	採草放牧地	女	主として農業に従事する者	（人）					
その他			主として農業に従事する者	（人）					
権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響（G）									

- （記載注意）（1） 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等（以下、「本書類」という。）は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画書（以下「促進計画書」という。）中、いづれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。
- （2） （A）欄は、同一公告に係る促進計画書中に複数の権利設定等がある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地の別にその面積を記載する。
- （3） （C）欄は、主たる経営目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- （4） （D）欄の「主たる従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上（自家農業労働日数が年間おおむね150日に達する者がいない場合は、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事する者）を、「その他の従事者」とは、主たる従事者以外でその農作業に従事する者をいう。

3. 所有権の移転（以下「権利設定等」という。）を受ける者の農業経営の状況等

（農地所有適格法人）

整理番号	農地所有適格法人の名称		権利設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)				権利設定等を受ける農地所有適格法人の農地所有適格状況 (F)		権利設定等を受ける農地所有適格法人の農地所有適格状況 (G)	
	権利設定等を受ける土地の面積 (A)	権利設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)	農畜産物名	関連事業等の内容	左記以外の事業の内容	種類	数量	種類	数量	
農地	㎡	農地	㎡	現在						
採草放牧地	㎡	採草牧草地	㎡	権利設定等を受けた後						
その他	㎡									
事業の実施状況及び事業計画										
農業										
	3年前			左記以外の事業						
	2年前									
	1年前									
	初年度									
	2年目									
	3年目									
権利設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D)										
氏名・名称	農業関係者	議決権又は株式の数	法人への農用地等の権利設定等		法人と構成員との取引関係等の内容	氏名	住所	年間農業従事日数		
			面積	積				前年実績	見込み	前年実績
			㎡	㎡						
			㎡	㎡						
			㎡	㎡						
			㎡	㎡						
			㎡	㎡						
雇用労働力 (年間延日数)										人日
権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に耕作又は養畜の事業を行う農用地の周辺の農用地の利用に及ぼすことが見込まれる影響(H)										

- (記載注意)
- (1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等(以下、「本書類」という。)は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画書(以下「促進計画書」という。)中、いずれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。
  - (2) (A) 欄は、同一公告に係る促進計画書中に複数の権利設定等がある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地の別にその面積を記載する。
  - (3) (C) 欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えたと認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
  - (4) (C) 欄の「関連事業等の内容」には、法人の農業に関連する事業(①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
  - (5) (C) 欄の「権利設定等を受けた後」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
  - (6) (C) 欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の促進計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
  - (7) (D) 欄の「農業関係者」欄には、当該構成員が農業関係者である場合に「○」を記載する。
  - (8) (D) 欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあつては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。
  - (9) (D) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
  - (10) (D) 欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料の会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
  - (11) (E) 欄の「住所」は、農事組合法人にあつては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている市町村名を記載する。
  - (12) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度における業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
  - (13) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利設定等を受ける農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員が行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。

集積状況調書

買入土地等(A)		既耕作土地等(B)						集積状況 A+B		備考
		所有地		借入地		作業受託地		面積 (㎡)	集積面積 (㎡)	
所在・地番	面積 (㎡)	所在・地番・ 地目	面積 (㎡)	所在・地番	面積 (㎡)	所在・地番	面積 (㎡)			
計	0		0		0		0	0		
具体的な集積の状況										

(売買様式1号)

番 号  
令和 年 月 日

(福島県農地中間管理機構)  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

市町村農業委員会長 又は 市町村長  
(公印省略)

農地中間管理機構特例事業の申出について(送付)

このことについて、別添のとおり申出がありましたので、下記のとおり提出します。  
つきましては、農地中間管理機構特例事業として取扱い願いたく申し出ます。

あわせて、事業区分について確認願います。

記

1 送付資料

- (1) 農地中間管理機構特例事業譲渡申出書(農地所有者用)(促進買入1号)
- (2) 農地中間管理機構特例事業譲受申出書(農地買受者用)(促進売渡1号)
- (3) 農用地利用集積等促進計画(案)一覧表(促進買入2号)
- (4) 農用地利用集積等促進計画(案)一覧表(促進売渡2号)
- (5) 登記事項証明書
- (6) 買入土地担保等設定明細書(促進買入4号)
- (7) 申出対象地図面
- (8) 集積状況調書(促進売渡4号)
- (9) 集積状況図
- (10) 農業経営改善計画または青年等就農計画の写し ※該当者のみ
- (11) (10)の認定証の写し ※該当者のみ

2 公告予定月

令和 年 月

(事務担当 電話 )

(売買様式2号)

福農公第 号  
令和 年 月 日

市町村農業委員会長 又は 市町村長 様

(福島県農地中間管理機構)  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長  
(公印省略)

農地中間管理機構特例事業事業区分について(通知)

令和 年 月 日付け(番号)で申出のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

1 事業区分

担い手支援タイプ 又は 新一般タイプ に該当します。

2 その他

関係書類について作成及び収集願います。

(事務担当 電話 )

(売買様式3号)

買入価格確認様式

令和 年 月 日付け(番号)で申出した農用地の買入価格については下記のとおりです。

記

農地所有者氏名	
農地所有者住所	
地積合計	田 筆 m <sup>2</sup> 畑 筆 m <sup>2</sup> その他 筆 m <sup>2</sup>
買入価格	(10a 当たり) 円
	総額 円
近傍類似価格	(10a 当たり) 円
※買入価格と近傍類似価格に差がある場合はその理由を記載	(理由)

上記のとおり確認しました。

令和 年 月 日

確認者 (農業委員、農地利用最適化推進委員から2名)

※1 買入1契約ごとに作成

※2 当様式の代わりに、近傍類似価格の記載があるあっせん調書を提出することも可

(参考)

## 福島県農業振興公社農地中間管理機構特例事業の実施に関する規程（抜粋）

第10条 農用地等の買入価格は、対象となる農用地等の周辺の地域で自然的・経済的・社会的諸条件からみてその農業事情がその農用地等に係る農業事情と類似すると認められる一定の区域内における農用地等（以下「周辺類似農用地等」という。）についての耕作又は養畜の事情に供するための取引の事例が収集できるときは、当該事例における取引価格にその取引が行われた事情、時期等に応じて適正な補正を加えた価格を基準とし、当該周辺類似農用地等及び利用権の設定等を行う農用地等に関する次に掲げる事項を総合的に比較考量し、算出する。

- 一 位置
- 二 形状
- 三 環境
- 四 収益性
- 五 その他、一般の取引における価格形成上の諸要素

2 前項の事例の収集ができないときは、次に掲げる事項のいずれかを基礎とし、適宜その他の事項を勘案して算出する。

- 一 借賃、地代、小作料等の収益から推定されるその農用地等の価格
- 二 その農用地等の所有者がその農用地等の取得及び改良又は保全のため支出した金額
- 三 その農用地等について固定資産税評価額（地方税法（昭和25年法律第2号）第381条第1項又は第2項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の課税の場合の評価額

3 農用地等の買入価格の算出については、必要に応じ農業委員会の意見を聴いて定めるものとする。

4 農用地等の買入価格が、その農用地等の収益性からみて著しく高額であると認められる場合には、その農用地等の買入れは行わないものとする。

(後略)



(売買様式4号)

番 号  
令和 年 月 日

(福島県農地中間管理機構)  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

市 町 村 長  
( 公 印 省 略 )

農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について(送付)  
農業委員長より令和 年 月 日付け(番号)で照会のあったこのことについて  
は、下記のとおりです。

記

農用地利用集積等促進計画(案)については、異議ありません。

又は

意見

(買受者は地域計画に位置づけられている農業を担う者以外の者であるため、後日、  
地域計画の変更を行う。等)

(事務担当 電話 )

(売買様式5号)

番 号  
令和 年 月 日

(福島県農地中間管理機構)  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

市町村農業委員会長  
(公印省略)

農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について(依頼)

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、下記により農用地利用集積等促進計画を定めることを要請します。

記

送付資料

- 1 農用地利用集積等促進計画(案)一式
- 2 買入価格確認様式(売買様式3号)
- 3 市町村の意見書(売買様式4号)
- 4 その他関係書類

(事務担当 電話 )

(売買様式6号)

番 号  
令和 年 月 日

(福島県農地中間管理機構)  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

市 町 村 長  
( 公 印 省 略 )

農用地利用集積等促進計画(案)に係る関係書類について(送付)  
このことについて、下記のとおり提出します。

記

送付資料

- 1 農用地利用集積等促進計画(案)一式
- 2 買入価格確認様式(売買様式3号)
- 3 農業委員会の意見書の写し
- 4 その他関係書類

(事務担当 電話 )

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画概要を令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までの1週間、利害関係人からの意見を募ります。

令和〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人福島県農業振興公社理事長

農用地利用集積等促進計画概要

農地バンクから所有権移転を行う農地の所在	所有権を移転する時期	備考

(売買様式 8 号)

促進計画一括方式の場合

## 利害関係人からの意見概要

令和〇年〇〇月〇〇日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定により、利害関係人から意見を求めた概要は以下のとおりです。

- 1 意見を求めた機構貸付農地 別添「農用地利用集積等促進計画概要(案)一覧表」のとおり
- 2 意見聴取の期間 令和〇年〇〇月〇〇日～令和〇年〇〇月〇〇日
- 3 意見聴取の方法 公社ホームページに掲載
- 4 計画概要に寄せられた意見

意見の概要	意見を計画に反映させなかった理由	意見を踏まえ計画を変更した理由

(売買様式 9 号)

福農公第 号  
令和 年 月 日

福島県知事 様  
(※権限移譲した場合は市町村長)

公益財団法人福島県農業振興公社理事長

農用地利用集積等促進計画に係る認可について（申請）

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画の年度及び番号  
令和 年度第 号
- 2 市町村及び地区名等  
〇〇市 〇〇地区
- 3 件数  
買入〇件、売渡〇件（詳細は、別紙一覧表のとおり）
- 4 申請書類等
  - (1) 農用地利用集積等促進計画 一式
  - (2) 添付資料
    - (農業委員会の要請の場合)
      - ① 農業委員会の要請書の写し
      - ② 市町村の意見書の写し
      - ③ 定款の写し ※該当者のみ
      - ④ 利害関係人からの意見概要 ※該当者のみ
    - (市町村の協力の場合)
      - ① 農業委員会の意見書の写し
      - ② 定款の写し ※該当者のみ
      - ③ 利害関係人からの意見概要 ※該当者のみ

(事務担当 電話 )

(市町村意見参考様式1号)

番 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

市町村農業委員会長  
( 公 印 省 略 )

農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について（照会）

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に対し下記1により農用地利用集積等促進計画を定めることを要請しますので、意見を求めます。また、農地中間管理機構に対し下記2について意見を提出願います。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画（案）について  
別添一覧表のとおり
- 2 地域計画との整合性について  
別添一覧表により、地域計画との整合性について確認願います。

(市町村意見参考様式2号)

番 号  
令和 年 月 日

市町村農業委員長 様

市 町 村 長  
( 公 印 省 略 )

農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について(送付)  
令和 年 月 日付け(番号)で照会のありましたこのことについては、別添のとおりです。

また、農地中間管理機構へ送付願います。



(農委意見参考様式1号)

番 号  
令和 年 月 日

市町村農業委員会長 様

市 町 村 長  
( 公 印 省 略 )

農業委員会の意見について (照会)

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、下記のとおり農業委員会の意見を求めます。

また、同法第18条第5項に係る買受者に関する要件について、併せて確認願います。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画 (案) について  
別添一覧表のとおり
  
- 2 買受者に関する要件についての確認  
別添一覧表により、以下の要件について確認願います。
  - (1) 個人の場合
    - ア 農用地の全てを効率的に利用し耕作又は養畜を行うと認められる。
    - イ 必要な農作業に常時従事すると認められる。
  
  - (2) 農地所有適格法人の場合
    - ア 農用地の全てを効率的に利用し耕作又は養畜を行うと認められる。

(農委意見参考様式2号)

番 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

市町村農業委員会長  
( 公 印 省 略 )

農業委員会の意見について (回答)

令和 年 月 日付け (番号) で照会のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画 (案) について  
異議ありません。 又は 意見
- 2 買受者に関する要件についての確認  
別紙一覧表のとおり要件を満たしていることを認めます。 又は 意見